

軽自動車税の税率が変わります

地方税法および市税条例改正に伴い、平成28年度から、軽自動車税の税率が次のとおり変更となります。
詳しくは、課税課諸税グループ（☎47-8143）へ。

■原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車など すべての車両に新税率が適用されます。



車種	現行税率 (平成27年度まで)	新税率 (平成28年度から)
原動機付自転車	50cc以下	1,000円
	50cc超 90cc以下	1,200円
	90cc超 125cc以下	1,600円
	ミニカー	2,500円
二輪の被けん引車	2,400円	3,600円
二輪の軽自動車 125cc超 250cc以下	2,400円	3,600円
二輪の小型自動車 250cc超	4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕用	1,600円
	その他	4,700円
専ら雪上を走行する軽自動車	2,400円	3,600円

■三輪・四輪以上の軽自動車

初めて車両番号の指定を受けた月に応じて、①現行税率、②新税率、③重課税率のいずれかの税率が適用されます。

- ①現行税率…平成27年3月31日までに初めて車両番号の指定を受けた車両で、指定を受けてから13年を経過するまで適用
- ②新税率…平成27年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受けた車両で、指定を受けてから13年を経過するまで適用 ※平成27年4月1日から平成28年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両で、環境負荷の小さいものについては、平成28年度分に限り、グリーン化特例（車両によって25%・50%・75%軽減）が適用
- ③重課税率…初めて車両番号の指定を受けた月から起算して13年を超える車両に適用（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車、ガソリンハイブリッド車、被けん引車を除く）

車種	①現行税率	②新税率	②のうち基準を満たす車両			③重課税率	
			25%軽減	50%軽減	75%軽減		
三輪	3,100円	3,900円	3,000円	2,000円	1,000円	4,600円	
四輪乗用	自家用	7,200円	10,800円	8,100円	5,400円	2,700円	12,900円
	営業用	5,500円	6,900円	5,200円	3,500円	1,800円	8,200円
四輪貨物	自家用	4,000円	5,000円	3,800円	2,500円	1,300円	6,000円
	営業用	3,000円	3,800円	2,900円	1,900円	1,000円	4,500円



岐阜経済大学 社会人の履修生・聴講生

岐阜経済大学は、平成28年度の科目等履修生および聴講生を募集します。

- *募集学科／【大学】経済学部（経済学科・公共政策学科）、経営学部（スポーツ経営学科・情報メディア学科）【大学院】経営学研究科（科目等履修生のみ）
- *出願期間／2月15日～3月18日（必着）

日（必着）
*申込／同大学教務課（☎77-3516）へ

大垣市医師会准看護学校 入学志願者（第2次）

大垣市医師会准看護学校は、平成28年度の入学志願者（第2次）を募集します。

- *受験資格／中学校卒業以上の学歴を有する人 ※一般入学試験の未受験者に限る
- *募集人員／若干人（選考）
- *修学年限／2年
- *試験日／3月1日（火）
- *出願期限／2月19日（金）
- *申込／同校（☎89-5802）へ

審議会を傍聴してみませんか

審議会	担当	日時	場所	内容
社会教育委員の会	社会教育スポーツ課（☎47-8039）	2/23(火) 10:00～11:30	北庁舎北館 1階 教育委員会室	・社会教育振興計画の評価について ほか
文化財審議会	文化振興課（☎47-8067）	2/23(火) 13:30～15:00	北庁舎北館 1階 教育委員会室	・指定文化財の現状変更について ほか
留守家庭児童教室運営委員会	社会教育スポーツ課（☎47-8063）	2/24(水) 10:00～12:00	北庁舎北館 1階 教育委員会室	・留守家庭児童教室の運営について ほか
環境審議会	環境衛生課（☎47-8563）	2/24(水) 13:30～15:30	市役所 2階 第1会議室	・地球温暖化対策実行計画【事務事業編】(案)について ほか
図書館協議会	図書館（☎78-2622）	2/25(木) 13:30～15:00	図書館 3階 会議室	・平成27年度事業報告(見込)について ほか
学校給食センター運営委員会	南部学校給食センター（☎89-2033）	2/26(金) 10:00～11:00	北部学校給食センター 会議研修室	・平成28年度学校給食費会計予算(案)について ほか

税の申告は 自分で作成して お早めに!!

申告期限は、所得税及び復興特別所得税、贈与税、市・県民税、個人事業税が3月15日、消費税及び地方消費税が3月31日です。申告が必要な人は、下表のとおりです。
期限間近になると、申告会場は混雑しますので、申告はできるだけ早めに済ませてください。なお、駐車場は市役所の正面のほか、北側駐車場もご利用ください。

税の種類	申告会場	申告が必要な人	備考	問合せ
所得税及び復興特別所得税	・市民会館 3階 大会議室	・事業をしている人、地代や家賃収入がある人、土地や建物を売却した人などで所得金額の合計金額から所得控除の合計額を差し引いた金額を基礎として計算した税額が配当控除額を上回る人 ・給与の年収が2,000万円を超える人や、給与を2か所以上から受けていて年末調整されなかった給与の収入金額と各種の所得金額（給与所得と退職所得を除く）との合計額が20万円を超える人など	※公的年金等の収入金額が400万円以下で、それ以外の所得金額が20万円以下の年金所得者は、確定申告は不要です ※申告義務がない人でも、医療費控除や寄附金控除などを申告することで、税が還付になる場合があります	大垣税務署 (☎78-4101)
消費税及び地方消費税		・原則として、個人事業者で、課税期間（平成27年中）の基準期間（平成25年中）における課税売上高が1,000万円を超える人	-	
贈与税		・原則として、贈与を受けた財産の価格の合計額が110万円を超える人	-	
市・県民税	・市役所 4階 大会議室 ・市内7か所の出張会場	・営業、農業、不動産、配当などの所得があった人 ・給与所得者で、次のいずれかに該当する人 ①勤務先から給与支払報告書が提出されなかった人 ②給与所得のほかに農業、家賃、地代、配当、原稿料などの所得があった人 ③日雇い・アルバイトの人など ・年金所得者で、公的年金等に係る雑所得以外の所得があった人 ・給与所得者や年金所得者などで、医療費控除や寄附金税額控除などを受けようとする人	※平成28年1月1日現在、住所を有する市町村へ申告してください ※所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出する人は、市・県民税の申告は不要です ※年金所得者で確定申告が不要な人でも、年金以外の所得がある場合は、市・県民税の申告は必要です	市役所課税課 市民税グループ (☎47-8179)
個人事業税		・所得税及び復興特別所得税の確定申告書や市・県民税の申告書を提出する人は、申告する必要はありませんが、それぞれの申告書の「事業税に関する事項」欄を記入してください		西濃県税事務所 (☎73-1111、内線252)